**第88回定期大会　氏家自治労中央執行委員長あいさつ**

　皆さんおはようございます。全国から石川大会の成功にむけ、お集まりいただいた代議員・傍聴の皆様、ご苦労様です。委員長の氏家です。

　まずは、公務が大変お忙しいなか、私どもの定期大会にご臨席いただきました、連合本部・古賀会長、連合石川・狩山会長、民主党・岡田代表、社民党・吉田党首、石川県・谷本知事、金沢市・山野市長、全労済・中世古理事長、をはじめ来賓の皆さま方に、本部を代表して、心より御礼申し上げます。また、協力国会議員団を代表してあいはらくみこ参議院議員・えさきたかし参議院議員が駆けつけておりますので、ご紹介申し上げます。そして、この金沢の地での大会の開催準備のために、大変ご尽力いただきました、石川県本部の仲間の皆さまにも、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

　それでは、開会に当たり、代表してご挨拶を申し上げます。

さて、人事院は、民間春闘の賃上げ状況も受けて、8月6日、月例給0.36％、一時金0.1月の引き上げ勧告を行いました。月例給・一時金ともに2年連続で引上げ勧告がなされたのは、24年ぶりのことです。今後、取扱いについては、給与関係閣僚会議で検討・決定されていきますが、「凍結」や「値切り」などといったことがないよう、確実な実施を求め、取り組みを進めてまいります。

　さて、公務員給与、とりわけ地方公務員給与ということでは、ここ10年で大幅に賃金水準は抑えられてきました。その要因の一つが、2006年の「給与構造改革」であり、もう一つが、今年4月から実施された「給与制度の総合的見直し」です。これら見直しによって、基本給にあたる俸給表・給料表の水準が７％近く引き下げられる一方、「地域手当」の引き上げが行われてきたわけですが、全国の75％の自治体は「地域手当」の非支給地です。そのため、非支給地では、ただただ、給与水準が下がってしまうという結果となっています。他方で、国公では、本府省手当、広域異動手当など、自治体では支給されない手当が創設されてきている実態があります。それにも関わらず、政府は、こうした手当も含めた給与全体ではなく、基本給にあたる国公の「俸給」と地公の「給料」を従来のラスパイレス比較を行っていますが、単純に比較を行うこと自体意味をなさなくなっており、見直しを求めていかなければなりません。

　そもそも、2012年、「2006年の給与構造改革における地域民間賃金の反映は、所期の目的を達成した」と人事院自らが報告・評価していたにも関わらず、2015年の給与制度の総合的見直しは、民間賃金の低い地域をピックアップし、さらに2％の引き下げを行うこととしたものです。これでは、政治の意を汲んだ恣意的な勧告と言わざるを得ません。人勧制度に全幅の信頼を置いて、対応するだけでは、もはや賃金は守っていけないと認識する必要があります。

　こうしたことからも、公務においても労働基本権を回復させ、労使交渉を軸に賃金決定する仕組みとしていくことを基本とし、引き続き取り組みを進めてまいりますが、自民党政権のもとでは困難と言わざるを得ないのが率直なところです。

　我々は「2013地公波及」「2015総合的見直し」という理不尽な政府からの圧力に対して、全国統一闘争を組織し、抗してきました。「国の言う通りにはならない」という姿勢を多くの当局から引き出すなど成果も勝ち取ってまいりました。

引き続き、人勧制度を前提としつつも、この間の闘争の経過、さらには、国公との制度的・実態的差異にも着目し、地公法の均衡の原則を根拠に、地域や各自治体の独自性を重視した対応を、今後の賃金闘争の方向性としてまいりたい。　今回運動方針で重点課題として提起している「人事院・人事委員会勧告への戦略的対応」は、まさしく今申し上げたことを指しています。当たり前のことを述べているようにも見えますが、実際にできているかといえば、組織全体として、心もとない部分がある、というのが正直なところです。9月、10月には人事委員会勧告が予定されていますが、賃金闘争における県内の横の連携、そのもとでの県本部・都道府県職を中心に意識的な人事委員会対策を進めるなど、地公賃金の底上げに向けて、本部・県本部・単組で総括をし、皆さんと一緒に取り組みの一層の強化を図ってまいりたいと思います。

　さて、2014・2015春闘では、幅広い構成組織でベアを含む賃金改善がありました。しかし、地場・中小産業は景気回復の実感に乏しく、2年以上にわたって、労働者の実質賃金は低下しています。全労働者に占める非正規労働者の割合が約4割と、低賃金の労働者が増加する中で、労働分配率も低下してきています。地場・中小など、すべての労働者の生活の底上げを図っていくため、継続した賃上げが必要なことは言うまでもありませんが、経済界は、このことについて慎重です。

　他方で、現在、安倍政権は「成長戦略」という言葉のもと、低賃金・間接雇用を拡大する労働者派遣法の改正、高度プロフェッショナル制度と称した残業代ゼロ制度の導入などを図る労働基準法の改正、さらには解雇の金銭解決制度の導入を検討するなど、労働者保護ルールの解体を進めようとしています。これらは、経済界の要望を踏まえたものでもありますが、引き続き、連合に結集し、撤回に向けた取り組みを進めていくとともに、この間の賃上げが、経済界の要望実現との抱き合わせで実現されたという結果に終わらないよう、取り組みを強化し、労働分配率を回復させていかなければなりません。

　特に、増え続ける非正規労働者の雇用の安定、処遇の改善が重要です。年収200万円以下のワーキングプアも1000万人を超えるまでになっており、社会保障など従来の制度そのものが成り立たなくなりつつある深刻な状況を受け止め、自治労としても、公共サービスを担う非正規労働者の組織化、処遇改善などの取り組みを進めなければなりません。

　さて、次に、公共サービスと財政をめぐる動向について申し上げます。

　6月末に、財政健全化計画を含む「骨太方針2015」が閣議決定されました。実現可能性に乏しい経済再生ケースの場合でも6.2兆円の財源不足が生じるとしていますが、「経済成長」以外の、歳入確保に向けた議論はなされていません。一方で、歳出に関しては、社会保障費の抑制とあわせて、成長戦略と称して公共サービスのさらなる民間開放推進を打ち出しています。

　昨年、総務省地方財政審議会が「地方公務員の数を減らすことは限界にきている」との意見を示していますが、行き過ぎた効率化を追求し、安易な人員削減を進めることは公共サービス、地域の崩壊につながっていきます。地方分権の推進とともに、自治体が担う業務は拡大し、特に社会保障分野については、少子・高齢化により、削減どころか、一層の充実が求められています。骨太方針において、地方自治体の一般財源総額を2016年度から3年間は「2015年度と実質的同水準を確保する」としていることを冷静に受け止め、安易な削減を行わないよう、事業に必要な財源と人員の確保を首長に対し求めていく必要があります。また、政府は骨太方針において、「インセンティブ改革」と称して、低コストの自治体を標準モデルにして地方交付税算定を行うべく、集中改革期間である2018年度までに制度詳細を具体化するとしていることからも、動向を注視し、取り組みを進めなければなりません。

　また、財務省をはじめ、地方交付税を圧縮したいとする勢力がありますが、東日本大震災の被災地の復旧・復興も含めた「地域の再生」「地域間格差の是正」が、財政再建の中で棚上げされることのないよう、自由度の高い予算の中長期的確保、地方交付税の財政調整機能堅持に向け、取り組みを進めてまいります。

次に、組織強化・組織拡大について申し上げます。

先ほど、自治労全体で地公賃金の底上げを図っていくことを申し上げましたが、様々な課題を前進させていく、そのためには、強固な組織が必要です。残念なことに、自治労組合員の減少に歯止めがかかっていません。新規採用者の組織率は65.0％に低下し、70万人を超える自治体の臨時・非常勤等職員の組織化も2万5千人にとどまっており、自治体の職場全体における組織率も50％を下回る深刻な状況です。過半数組合の権利を失うことにもなります。組織率の低下は、労使交渉力や発信力など、組合の弱体化をもたらすとともに、さらなる未加入者の誘発にも繋がります。改めて、危機感を持って、皆さんとともに運動の強化を図ってまいりたいと考えています。

詳しくは後ほど、第1号議案で今後2年間の「運動方針」、第3号議案で今後4年間の「第4次組強計画」を提起いたしますが、①新規採用職員組織率の全国平均70%台への回復、②公共サービスを担う非正規労働者の10万人組織化、③次代の担い手の発掘・育成を、最重点課題に取り組みを進めてまいります。　　　次代の自治労運動を展望していくには、女性の参画、活躍が重要であることは言うまでもありません。女性を取り巻く社会的状況や課題を共有し、人権問題でもある男女平等を自治労の重要課題として捉え、あらゆる機会における女性の参画率向上を意識した運動を進めなければなりません。安倍政権は「すべての女性が輝く社会」を掲げ政策を推進していますが、人口減少社会への対応や経済成長の一環との位置づけを全面に掲げており、男女の人権の尊重や個性と能力の発揮などの考え方とはなっていません。

自治労は、連合の先頭に立って、変わることなく全ての女性がいきいきと活躍できる男女平等社会の実現をめざし、全力で各政策の実現をめざしてまいります。

　最後に、政治について申し上げます。

　日銀、ＧＰＩＦまで使っての「株価操作による好調な経済」を演出し、これまで高い支持率を維持してきた安倍内閣ですが、ここにきて「不支持」が「支持」を上回る状況となっています。言うまでもなく、国民世論の反対が多数を占める、集団的自衛権行使を可能にする安保関連法案の成立に向けた、戦後最長となる95日もの会期延長をはじめ、なりふり構わぬ姿勢を強め、憲法を尊重すべき政府・与党が、立憲主義を軽視し、独善的、強権的に政策転換を推し進めようとしていることが大きな要因です。「国民の理解が進んでいない」と首相は言いますが、民主党などの追及より、法案の問題点が明らかになってきたからこそ、反対の世論が日増しに強くなってきているのです。

　そもそも、1972年の政府見解を恣意的に捻じ曲げ、昨年7月に与野党協議のみの議論で「集団的自衛権の行使容認」の憲法解釈を行ったことからしてありえないことですが、昨年総選挙に大勝して以降、ますますそうしたことが続いています。「粛々と」という菅官房長官の言葉が代表的ですが、沖縄県民の意思を無視した辺野古への基地移転の問題、国民多数が反対する中での8月11日の川内原発の再稼働など、挙げればきりがありません。

　安保関連法案をめぐっては、提出前に、法案成立を前提とする日米ガイドラインを合意し、安倍首相が米国議会で夏までの成立を高らかに宣言する、さらには大多数の憲法学者が「違憲」と指摘しているにも関わらず「国民を守るのは学者ではなく政治家だ」として、衆議院での強行採決に踏み切りました。この期に及んで「国民のために必要な政策。支持率を下げてでも進める」としていますが、現在の民意を無視して、将来の民意に委ねようとする、その姿勢こそが独善的と言わざるを得ません。後方支援に関しても、核輸送の扱いは「法文上可能」だが「非核三原則は堅持する。政策上ありえない」と答弁しています。

　これまでの憲法9条に関する政府見解を捻じ曲げ、「法的安定性など関係ない」と政府高官が発言するような政権の言うことを、誰が信用するというのでしょうか。若者や主婦など、これまで見られなかった層の国会周辺のデモに参加するなど、反対の世論は広がりを見せていますが、自治労としても、法案撤回を求める抗議行動と連帯し、中央・地方で法案成立反対の世論を形成するとともに、引き続き、平和フォーラム、「戦争をさせない1000人委員会」等に結集し、一層取り組みを強化していかなければなりません。

　さらに、戦後初となる憲法改正にも意欲を示していますが、こうした安倍政権が進めようとする憲法改正は断じて認められません。憲法の前文および9条を堅持する立場で、国会段階での改正発議を阻止する取り組み、さらには現下の情勢を踏まえ、現実の憲法改正過程における国民投票運動における勝利を視野に入れた取り組みを構築していく必要があります。

　同時に、昨年大分大会で決定した「新たな政治対応方針」に基づき、国民の多数派である、平和および他国との協調、社会的公正や格差の縮小を重視する、穏健な政治意識に対応し、いわゆる保守層をも巻き込んだ、「中道」「リベラル」な政治勢力の結集を、民主党を中心に進め、自民党・安倍政権に対峙できる政治勢力としていかなければなりません。

　自治労としても最大限の努力を傾注しますが、その取り組みの結節点が来年7月の参議院選挙です。自治労組織の代表として、比例代表候補に「えさきたかし」を擁立していますが、協力政党の政党支持率、そしてこの間の自治労組織全体の集票能力等を考えれば、全く楽観視できません。残された期間も1年を切りました。それぞれの単組で組織の点検、組織強化の取り組みと並行して、自治労の代表「えさき」支援の拡大に取り組んでいただくことを強くお願いしたいと思います。自治労の底力を発揮し、「再選」を勝ち取っていこうではありませんか。その中から、再度、民主党を中心とする政治勢力の再構築をめざしていかなければなりません。このことをお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。

　ともにがんばりましょう。ありがとうございました。